

令和3年度 三郷市個別予防接種一覧表(A類疾病) ①

令和3年3月現在

予防接種名		対象年齢 (法律等で定められている接種対象者・回数・間隔等)		接種方法	望ましい接種時期	接種期間	注意事項
ロタウイルス	ロタリックス® (1価)	出生6週0日後から 24週0日後まで	2回	27日以上の間隔において 2回接種	経口	初回接種: 生後2か月～ 出生14週6日後まで	●腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了した者を除く)、重症複合免疫不全症の所見が認められる者は、接種対象外とする。 ●接種後、「突然激しく泣く」、「機嫌が良かったり、不機嫌になったりを繰り返す」等の症状がみられる場合は、速やかに医療機関を受診すること。
	ロタテック® (5価)	出生6週0日後から 32週0日後まで	3回	27日以上の間隔において 3回接種			
B型肝炎		1歳に至るまでの間にある者	3回	27日以上の間隔をあけて2回接種、1回目の接種から139日以上の間隔において1回	皮下	生後2か月～8か月	●HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与(抗HBs人免疫グロブリンを併用)の全部又は一部を受けた者は、定期接種の対象から除外される。 ●バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際、ラテックス過敏症のある者に留意する。 ●使用するワクチンが、ビームゲン0.5mlを二人分として使用する場合は、当日中の使用とし定期接種以外への流用は認めない。
Hib感染症	初回	初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間にある者	3回	生後12か月に至るまでの間に27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上、標準的には56日までの間隔において	皮下	生後2か月～6か月	●初回接種開始時の月齢ごとに左記の方法により行うこととし、生後2か月から6か月までに接種開始する方法を標準的な接種方法とする。 【初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間にある者】 初回2回目および3回目の接種は、生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合も追加接種は可能であるが、初回接種に係る最後の接種終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔において1回行うこと。 【初回接種開始時に生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの間にある者】 初回2回目の接種は、生後12か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合も追加接種は可能であるが、初回接種に係る最後の接種終了後、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔において1回行うこと。
	追加		1回	初回接種に係る最後の接種終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔において			
	※生後2～7か月に至るまでに開始出来なかった場合	初回接種開始時に生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの間にある者	(初回)2回	生後12か月に至るまでの間に27日(医師が必要と認めた場合には20日)以上、標準的には56日までの間隔において			
		初回接種開始時に生後12か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの間にある者	(追加)1回	初回接種に係る最後の接種終了後7か月以上、標準的には13か月までの間隔において			
小児用の肺炎球菌	初回	初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間にある者	3回	生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔において	皮下	生後2か月～6か月	●初回接種開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、生後2か月から7か月までに接種開始する方法を標準的な接種方法とする。 【初回接種開始時に生後2か月から生後7か月に至るまでの間にある者】 初回2回目および3回目の接種は生後24か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。また、初回2回目の接種が生後12か月を超えた場合は、初回3回目の接種は行わないこと(追加接種は実施可能)。 【初回接種開始時に生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの間にある者】 初回2回目の接種は生後24か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。
	追加		1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後、生後12か月に至った日以降において			
	※生後2～7か月に至るまでに開始出来なかった場合	初回接種開始時に生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでの間にある者	(初回)2回	生後24か月に至るまでの間に27日以上の間隔において			
		初回接種開始時に生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまでの間にある者	(追加)1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後、生後12か月に至った日以降において			
		初回接種開始時に生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまでの間にある者	2回	60日以上の間隔において			
		1回					

4月1日～3月31日